

平成30年度魚沼更生福祉社会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

現在の障害福祉施策は、平成18年に施行された障害者自立支援法がベースになっているが、今年度は下記の施行、改正等が行われる大きな節目の年にあたる。

- ① 障害者総合支援法施行3年を目途とした見直しの法律の施行
- ② 第5期障害福祉計画の初年度
- ③ 介護保険法改正法の施行
- ④ 障害福祉サービス報酬改定

一部を概観すると、①は、障害者が望む地域生活に必要な生活と就労支援の一層の充実のためのサービスを新設し、②では、各地方公共団体が今後3年間の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための目標値を設定した。③は、高齢化・重度化に対応する介護保険との共生型サービスを促進し、④については、高齢化・重度化や就労支援サービスの質の向上などに対応するため、全体で+0.47%の改定率が示された。

これらの施行、改正及び関係市町が策定した障害福祉計画に準拠しながら、引き続き障害者を主体としてニーズに的確に対応した自立生活の推進と実現に向けた質の高い支援に取組む。

高齢障害者の地域生活支援に関しては、昨年度高齢者に対応するグループホームを開設し、六花園から高齢者を含む5人が入居し地域生活を実現した。今後各事業所において利用者の高齢化・重度化の進展が予測されることから、それらに応じた適切なサービスマネジメントや心身機能の低下などに対処する支援技術の向上、並行した人材育成が必要である。

昨年4月に全面施行された社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革については、昨年度新役員を選任し理事会を5回、評議員会を4回開催し、ホームページに定款、財務諸表、現況報告書、そして役員報酬基準を掲載するなど事業運営の透明化と財務規律の強化に努め、制度改革の趣旨を遵守した法人運営に取組んだ。今後は、制度の遵守とともに、地域の福祉ニーズに真摯に向き合い、地域社会や住民の信頼と期待に資する適正な法人運営を実践していく。

平成28年4月から平成33年3月までの5年間を期間とする「新第2期中期経営計画」の推進については、昨年度業務検討会議を開催し進捗状況の評価と検証を行った。結果を踏まえて必要な取組を明確化し、着実な推進に取組んでおり、今年度も評価・検証を実施する。

さらに、この中期経営計画に盛り込まれている施設整備計画について、重要施策の立案に関する検討を行う施設運営会議において検討を重ねた結果、計画の終了期限である平成32年度を目途として、またたびの家と併設しているグループホームまたたび寮の移設新

築を行うことに決定した。

4月以降、関係機関・団体、地域住民などから意見や要望を聴取しながら、利用者の就労支援の強化と併せ、時代の福祉需要に応えられる地域貢献、そして国が進めようとしている地域共生社会を見据えた施設整備のあり方を検討していくこととする。

2 事業方針

(1) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

- ① 各事業所が有する専門機能を発揮して、知的障害者、精神障害者の生活ニーズに即した専門性の高い良質な福祉サービスを提供し、障害者の自立と社会参加を促進する。
- ② 支援にあたっては、市町や相談支援センターなど関係機関との密接な連携に努める。
- ③ 障害者虐待を防止するため、利用者的人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、各事業所において定期的なセルフチェックや虐待防止委員会、さらに事業所横断のサービス向上委員会を開催するなど取組みを強化する。
- ④ 各事業所の防犯対策の強化に努め、利用者の安全と安心を保障する。

(2) 法人運営の強化

- ① 各事業所事務の集約化を検討し、法人本部体制の強化を図る。
- ② 社会福祉法人制度改革の趣旨に沿った経営組織のガバナンスを強化する。また、定款や現況報告書、役員報酬基準等の公開など透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。
- ③ ホームページを活用した情報発信や公開を積極的に行う。

(3) 法人サービス事業の充実・強化

- ① 事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。
- ② 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。
- ③ 法人内の各種会議を活性化させ、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。
- ④ 地域の状況に応じた公益的な取組を検討し、地域社会に積極的に貢献する。
- ⑤ 研修体系を強化し、法人全体として階層別、課題別、新採用職員などの研修を充実させるとともに、現場におけるOJTを重視し、人材育成に取組む。

(4) 平成30年度施設整備事業の推進

施設運営会議において決定したまたたびの家と併設しているグループホームまたたび寮の整備計画を進める。

今年度は施設整備検討委員会を立ち上げて、本体施設とグループホームの移設先及びそれぞれの規模、機能などについて検討を行う。

II 六花園

1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。また、高齢化が進む状況にあって体調管理や健康状態の把握に努め、心身機能の低下や各種疾病などに細心の注意を払い、的確、迅速に医療機関に受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を

未然に防止する。

年間計画には、季節感のある多様な行事や買い物などの外出を取り入れ、生活にメリハリと豊かさを盛り込む。また、日中の活動は、利用者が生きがいややりがいの持てる内容を工夫し、高齢利用者には体力や心身機能の維持を重視したゆとりのある日課を整える。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を中心に生活支援員や世話人が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所とも連携を取りながら適切に支援する。

また、高齢であっても自立した地域生活を希望する人が入居でき、夜間支援員を全グループホームに配置することで、入居者の安全をより高め、地域住民からも安心が得られる支援体制を構築する。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして各事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取組む。

2 重点事項

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

- ① 日中活動や支援プログラムは、利用者の実態を踏まえ継続的改善を進め、昨年度から取組みを始めた音楽療法（ミュージックケア）の技術向上と定着を図る。
- ② 加齢に伴う事故を防止するため、昨年度に引き続き高齢者支援に関わる研修を実施し、職員の介護知識・技術の習得と予防力の向上に努める。
また、並行して導入した作業班別にプログラムした介護予防体操に取組む。
- ③ 防犯対策を徹底し、マニュアルに沿った対応がとれるよう訓練を行い、利用者が安心・安全に生活を送られるよう努める。
- ④ 在宅障害者のニーズに応えられるよう、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、利用の拡大を図る。
- ⑤ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

- ① 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員で構成する職員が連携を図り、組織的で有機的な運営を推進する。
- ② 支援計画に基づき、職員間で連絡を取り合い情報を共有し安定した居住生活が営まれるよう支援する。
- ③ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援センターなど関係機関と連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。
- ④ 緊急時等に地域生活の継続を支援するため、「やまのて」に併設した短期入所の受け入れを積極的に行う。
- ⑤ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。
- ⑥ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。

(3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応

- ① 医療機関との連携の確保、強化を図る。

- ② 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者的心身状態の把握と健康管理に努める。
- ③ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支援に努める。

(4) 安全対策の強化

- ① 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
- ② 施設の危険箇所を隨時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。また、防災訓練を定期的に実施し、適切な対応行動を取り状況に応じた避難ができるよう対処能力を高める。
- ③ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を、昨年度に引き続き警察署の協力を得て実施し、防犯対策を強化する。
- ④ 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを実施し、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
- ⑤ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。

(5) 職員の資質向上

- ① 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
- ② 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に派遣し、その成果を職員間で共有する。
- ③ 高齢者介護の知識や技術を習得する研修会を開催し、職員の支援能力の向上に努める。
- ④ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(6) 地域貢献の取組

- ① 学生の施設実習を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に寄与する。
- ② ボランティアの開拓を進めて積極的に受け入れ、知的障害への理解と交流を促進する。
- ③ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。
- ④ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(7) 家族との連携と協働

- ① 利用者家族に利用者や施設の状況を適宜適切に伝え、また今日的な福祉の動向など有益な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。
- ② 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。
- ③ 家族向け広報紙「ひろば」を、引き続き定期発行する。

III かけはし

1 基本方針

在宅の障害児者とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等が効果的かつ適正に提供される必要がある。このため、信頼される事業所、利用しやすい事業所、サービスの質の向上を追求し、サービス提供体制や支援内容の充実に努める。

2 重点目標

(1) 相談支援事業の充実

- ① 新潟県委託による障害者地域生活支援センター事業は「障害児等療育支援体制整備事業」、「発達障害者地域支援体制整備事業」、「相談支援体制整備事業」を柱として事業を展開する。平成30年度においても魚沼圏域療育支援部会の事務局運営と検討協議の場や研修機会の提供を行い、障害児等に身近な地域で早期療育支援が行き届くような体制整備を目的とし、関係機関とのネットワークの強化を図り、地域資源の開発やシステムの整備に向けて取り組みを進める。また、療育・発達障害児者等関係支援者の支援スキルアップ、相談支援従事者の技術向上及び魚沼圏域内の相談支援体制の充実を図る。
- ② 魚沼市委託による障害者相談支援事業は、障害児者等の生活上の相談窓口を設置し助言や支援を行い、必要に応じ計画相談支援等と合わせた一体的な相談支援を提供する。その上で、個別ケア会議から地域の課題を抽出・集約するための仕組みの構築、地域生活支援に関する情報提供、障害理解のための啓発、権利擁護や虐待防止のための取り組みを実施する。
- ③ 計画相談支援は、サービス等利用計画の作成により、利用者ニーズに基づいたサービス提供を受けられるよう質の高い支援の提供を行う。障害児相談支援については教育機関等との連携を密にして児童の成長に合わせ、きめ細やかな支援を提供する。また地域相談支援は、障害者支援施設、精神科病院等と連携を密にし、適切な支援を実施する。
- ④ 魚沼市自立支援協議会の運営は、魚沼市障害者計画等に基づき地域の実情に応じた体制整備について専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携のうえ協議を行う。

(2) 居宅介護等事業

- ① 居宅介護事業は、在宅障害者のニーズに速やかに対応するために、有資格職員の確保育成に努める。同行援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修を受講させる。
- ② 行動援護事業は、平成30年度からサービス手順書が必須となるため、全利用者の手順書兼記録用紙の作成を行う。
- ③ 利用者の高齢化、障害の重度化に対応できるよう、高齢者介護についても職員の理解とスキルの向上を図るため内部研修を実施する。

(3) 障害児通所支援事業

- ① 平成29年10月に開設した放課後等デイサービスは、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う、というものである。事業の実施に当たっては、サービスの質の向上のための努力の方向性を示す「放課後等デイサービスガイドライン」を遵守し、その趣旨に添った事業運営を進める。
- ② 支援に際しては、利用する児童のニーズを的確に把握し、家族、学校等他の関係機関との連携と情報共有に努めるとともに、その体制の構築を進め、利用児童の最善の利益を守ることに留意する。
- ③ 幅広い障害児の障害特性や保護者支援のための研修機会に積極的に参加し、担当職員の支援や育みに係るスキルの向上を図る。

(4) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は各自治体が事業主体であり、移動支援事業、地域活動支援センター事業を、かけはしが受託実施している。

- ① 自治体との連携や事業実施のための体制整備に努め、サービス内容の充実と利用率の向上を図る。
- ② 地域活動支援センターについては、魚沼市の委託事業としてⅠ型（わかばハウス）Ⅱ型（ひだまり）2つのサービスを提供する。Ⅰ型事業は、社会参加促進事業（ミニデイケア、俱楽部またたび）を引き続き魚沼市委託事業として実施し、自宅に閉じこもりがちで対人交流が苦手な方を対象に、対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。Ⅱ型事業は、自主製品の作成販売や社会見学を活用し、利用者の地域交流や社会体験の機会を広げる。
- ③ 長岡市（川口地域）の精神障害者デイサービス事業は、受託事業として引き続き実施し、川口地域の利用者の交流の場を週2回提供する。

(5) 公益事業の推進

- ① 福祉有償運送事業は、魚沼市及び南魚沼市の「福祉有償運送運営協議会」の合意により、登録者の運送サービスを実施している。性質上、収益を見込むことが難しい事業ではあるが、障害者の地域生活には欠くことのできない事業であり、また地域貢献の観点からも継続していく必要がある。
- ② サービスの実施に当たっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。
- ③ 有償運送事業所合同の安全運転や運行管理に関する研修を開催し、知識と技術の向上を図る。

(6) リスクマネジメントの強化

- ① 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書から原因を分析し、再発防止対策の検討を行い職員への周知によりサービス提供中の事故の未然防止に努める。
- ② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ④ 虐待防止に関する規程を遵守し、利用者の権利擁護の観点に立ち、職員の意識を高めサービスの質の向上に努める。
- ⑤ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のために、状況に応じて適切に対処する。

(7) 職員の資質向上

- ① 倫理綱領、職員行動規範の遵守の徹底を図る。
- ② 各種研修会へ積極的に職員を派遣し、より質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得すると共に、その共有化を図る。
- ③ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

IV 堀之内工芸

1 基本方針

近年、障害の多様化、重度・高齢化、地域生活の継続等に対するサービス提供の量的、質

的な拡充が求められており、当事業所においても多機能型の開始以降、顕著なテーマとなっているのが現状である。

そこで今年度のこの課題への対応として、次の四点を重要事項として取り組んでいくこととする。

- 安定したサービス提供に向け、支援体制の見直しを図ること。
- 施設の設備・備品等の管理を徹底し、快適な環境の整備・調整に努めること。
- 地域づくりに向け、地元との関係性の強化を図ること。
- 報酬改正に伴う対応について

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型事業

- ① クリーニング作業の将来を担う若手利用者の育成に努めていく。
- ② 機械類の老朽化が進んでおり、保守点検等を徹底し、安全な環境づくりに努める。
- ③ 作業しやすい環境づくりに努め、安定した作業量、収入を目指す。

(2) 生活介護

- ① 季節を楽しみ四季折々の活動を取り入れる。
- ② 高齢化、障害特性（パニック時の対応など）に配慮した個別の対応に努める。
- ③ 社会参加を通して地域に貢献、地域交流を深める。

(3) 生活支援

- ① 地域生活の継続に向け、各種制度や社会資源の活用を図る。
- ② 疾病等の予防及び早期発見のための対応に努める。

(4) 地域福祉の推進

- ① 地域の関係機関等と連携し、ボランティアや教育実習等を積極的に受け入れる。
- ② 地域行事の参加や地域の要望に応えることで、地域交流と地域の活性化に努める。

(5) サービスの質の向上

- ① 専門的対応の可能な職員の育成に向け、各種研修の見直しを行い、習得した専門的スキルを実務に活かすことでサービスの質の向上につなげていく。
- ② サービス提供場面に応じ、意思決定に配慮した支援に努める。
- ③ 業務内容の明確化と標準化に努め支援の共通認識を図る。
- ④ 自己評価を行い、業務改善及び目標達成を可能にする。
- ⑤ 高齢化への対応として、共生型サービスの実施に向けて検討し、必要に応じて資格取得や体制整備を図る。

(6) 危機管理について

- ① 「ヒヤリ・ハット」「事故報告」等を活用し、事故防止・対応に努める。
- ② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、業務の改善に結びつける。
- ③ 施設設備、備品等の定期点検を行い、設備、備品の新規導入、更新を計画的に行う。
- ④ 避難訓練・事故情報等の提示を通じ危機意識の醸成を図る。

(7) 家族会

- ① 行事・作業への参加協力を通じて関係の活性化を図る。
- ② 制度理解を深めるための研修を計画する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

近年は利用者数の減少、利用率の低下等が見られるようになってきているため、さらに利用者や家族の立場に立った支援、働きかけができるよう職員の資質向上に努め利用率向上に繋げていきたい。

また、通年できる受託作業の開拓、トイレットペーパーの定期的販路の拡大により、利用者に安定した作業を提供し、仕事への意欲と社会自立を促進させるように支援を行っていく。

施設整備については、平成29年度の大規模改修工事に引き続き建物内部の照明等必要な部分から計画的に改修を行う。

2 重点目標

(1) 就労移行支援事業

- ① 利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを実施、検証し就労に近づけるように支援を行っていく。
- ② 生産活動を通じて、就労に向けての意識付けや訓練を行い、就労への方向性を具現化する。
- ③ 障害者が地域の中で、就労移行支援事業所利用の選択肢を広げられるように、各関係機関との連携を図り、現在の就労移行支援事業を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型事業

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 食堂経営について、更に検討を継続していき工賃収入の増額に繋げていく。

(3) 生活支援

- ① 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。
- ② 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(4) 地域福祉

- ① 感謝祭等の行事を通して地域との交流を深め、障害者を理解していただき地域福祉の向上に努める。
- ② 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(5) サービスの質の向上

- ① 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。
- ② 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。
- ③ 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。

(6) 危機管理

- ① 外部からの不審者対応や防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、「ヒヤリ・ハ

ット」の報告書を活用し、事故防止マニュアルへ反映させる。

- ② 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ④ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。
- ⑤ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(7) 家族会

- ① 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
- ② 研修等の機会を設け、福祉の動向や制度等の理解を深める。

VI ひろかみ工芸

1 基本方針

今年度末、魚沼市指定管理が期間満了の予定だったが、平成30年度以降も魚沼市指定管理を継続する見込みとなった。しかし、建物の老朽化や利用ニーズの多様化が進んでおり、移転先の検討協議を要する。

引き続き、当法人の経営理念に沿った運営を行い、地域における福祉サービスの拠点として地域の活性化に向け力を注ぎ、併せて地域貢献を検討していく。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ① 関係機関と連携し企業開拓に努めるとともに、施設外支援等を積極的に実施する。
- ② 就労移行支援事業が実効性を持つよう事業の継続に向け検討を行う。
- ③ 年間就労支援プログラム、障害者就労アセスメントシートを作成・活用、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ就労実績に結び付ける。

(2) 就労継続支援B型

- ① 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。
- ② 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる所得向上をめざす。
- ③ 新たな企業開拓を進めるとともに、自主製品の開発を積極的に行う。

(3) 生活支援

- ① 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。
- ② 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(4) 地域福祉の推進

- ① 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(5) サービスの質の向上

- ① 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。
- ② サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。
- ③ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化と標準化に努める。
- ④ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題

点を明確にし、改善につなげる。

(6) 危機管理について

- ① 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 苦情解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。
- ③ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。
- ④ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(7) 家族会

- ① 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- ② 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VII またたびの家

1 基本方針

建物の老朽化対策として、施設整備計画を最優先課題として取り組む。地域の特色や利用者の高齢化を考え、多機能型（生活介護等）を含めた施設整備計画の検討を行う。

またたびの家では通所されている方（特に魚沼北部地域）の交通機関の便が悪く、特に冬期間においては利用率低下の要因の一つとなっている。そこで平成30年度より送迎サービスを開始し、利用者が安心して通所できるようにする。

利用者の個性、能力に応じた個別支援計画を作成し、それぞれの社会自立を促進するよう支援を行っていく。また、本人や家族の尊厳を重視しながら、地域福祉の向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 利用者が携われる自主製品の開拓を行い、工賃の向上に努める。

(2) 生活支援

- ① 家庭や関係機関と連携し、より良いサービスの提供に努める。
- ② 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉の推進

- ① 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- ② 将来的に就労を目指している利用者が多くなり、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を希望者のニーズに応えながら支援する。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。
- ④ ふれあいショップまたたびを活用して、地域との関わりを持っていく。地域の拠点づくりの場として地域の各団体や関係機関と協力し、地域の活性化に繋がるよう努める。
- ⑤ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

- ① 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。
- ② 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。
- ③ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。
- ④ 自力での通所が困難な利用者へ送迎サービスを実施する。

(5) 危機管理について

- ① 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ③ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市家族会との関わり

- ① 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。又、事業所の活動を紹介し、理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

利用者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう福祉的就労の機会を提供するとともに、一般企業への就労が困難な方には生産活動の機会をつくり、知識や能力の向上のために必要な支援を行う。

また社会経験が少ない利用者については、個々の能力に合わせ、集団生活を通して、社会生活に必要な習慣やマナーが身につくよう、社会性・協調性を育てるための支援を行っていく。

利用者の所得保障のため、平成30年度も「工賃向上」を継続、実現させるための取組みを行っていく。

地域住民との関わりを深めるため、わかあゆ社祭りの開催や地域イベントに参加し、地域貢献していく。

魚沼市の指定管理を受けて事業を行っている建物の老朽化や利用者数の増加、利用者ニーズの多様化に伴い、施設整備の検討を行っていく。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 生産事業及び食品・自主製品事業における作業活動を通して就労や生産活動の機会の提供。
- ② 一般就労等への移行・定着支援を行う。
- ③ 安定した作業の受注と作業の効率化による工賃向上を目指す。

(2) 生活支援

- ① 利用者の健康状態の把握と維持に努める。
- ② 施設や家庭での生活、その他の多様な相談に応じ、必要な支援を行う。
- ③ 自主性を尊重した自治活動等の支援をする。

(3) 地域福祉の推進

- ① 地域交流・奉仕活動などを通して社会参加の支援と普及啓発活動を推進する。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

- ① 職員の資質向上のための研修会へ参加する。
- ② 利用者の人権に配慮し、希望に沿う処遇となるように苦情解決を図る。
- ③ 自力での通所が困難な利用者へ送迎サービスを実施する。
- ④ 増え続ける発達障害の知識を取得する機会をもち、効果的な対応を行う。

(5) 危機管理について

- ① 防災対策として、災害に対する心構えや対処方法を身につける。
- ② 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

- | | |
|-------------|--------|
| 平成30年 6月上旬 | 第1回理事会 |
| 平成30年 11月上旬 | 第2回理事会 |
| 平成31年 3月上旬 | 第3回理事会 |

(2) 評議員会

- | | |
|-------------|---------|
| 平成30年 6月下旬 | 第1回評議員会 |
| 平成30年 11月中旬 | 第2回評議員会 |
| 平成31年 3月中旬 | 第3回評議員会 |

(3) 監査会

- | | |
|------------|------------------------|
| 平成30年 5月下旬 | (平成29年度事業報告及び法人会計決算監査) |
|------------|------------------------|